

「広島市子ども・若者計画（仮称）」骨子案

計画策定の趣旨（要旨）

本市では、子ども・子育て支援に関する施策を体系化した「広島市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画期間：平成27年度～令和元年度、第2期計画期間：令和2年度～令和6年度。以下「支援事業計画」という。）を策定し、おおむね18歳未満の子どもや子育て家庭等を対象として、「すべての子どもの現在と将来を社会全体で支える、子どもと子育てに優しいまち“ひろしま”の実現」を目指している。

その実現に向けては、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、家庭を基本として行われる子どもの養育をめぐる環境が変化し、子育て家庭の多くが負担感や孤立感を感じながら不安や悩みを抱えている中、子どもの養育に第一義的責任を有する保護者が子育てに伴う喜びを実感できるようにするとともに、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにする必要がある。そのためには、社会のあらゆる主体が連携・協働し、子育て家庭を支援していくことが重要である。

また、近年、顕在化しているヤングケアラーや子どもの貧困、児童虐待など子育て家庭で生じている問題の背景には、家族の疾病や障害、介護、保護者自身の被虐待経験や不安定な就労など様々な要因が複合的に重なり合っており、多様な支援機関の連携・協働によるきめ細かな支援が必要となっている。これらの問題の多くは、表面化することなく家庭内で進行している可能性もあることから、プッシュ型・アウトリーチ型の支援などにより、早期に問題を抱えている家庭を把握し、個々の状況に応じた支援に確実につなげていく必要がある。

さらに、こうした問題を抱える家庭を中心に、成年年齢を迎えた18歳以上の若者の中には、進路や就労、人間関係等に悩みや不安を抱え自立に向けて困難に直面している者がいることから、若者が自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、そして、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、安心して子どもを産み育てていくことができるよう、年齢によって途切れることなく支援を行い、貧困や児童虐待など子育て家庭で生じている問題の連鎖を防ぐ必要がある。

このため、令和6年4月、教育委員会から幼児教育・保育に関する業務及び青少年の健全育成に関する業務を子ども未来局に移管し、子どもから若者までの支援施策を切れ目なく実施するための組織体制を構築したところである。

国においても、令和5年4月、子ども家庭庁を設置するとともに、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「子ども基本法」を施行し、18歳や20歳といった年齢で必要な支援が途切れないよう「子ども」を「心身の発達の過程にある者」と定義した上で、子ども施策を推進している。また、同法において、国の子ども大綱等を勘案して、「市町村子ども計画」を定めることを市町村の努力義務と規定している。

こうしたことから、次期支援事業計画の策定に当たっては、現行計画における理念や施策等を基本とした上で、子ども基本法の趣旨も踏まえ、子どもだけでなく若者が抱える課題への支援も盛り込んだ計画として策定する。また、その推進に当たっては、子ども・若者の最善の利益を優先して考え取り組むことを表すため、計画の名称を「広島市子ども・若者計画（仮称）」とする。

計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

計画の位置付け

- ・ 「広島市基本計画」の部門計画
- ・ 「広島市地域共生社会実現計画」の理念に基づく福祉分野の個別計画
- ・ 「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 「子ども基本法」に基づく市町村子ども計画
- ・ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画
- ・ 「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画
- ・ 「児童福祉法」に基づく市町村整備計画
- ・ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画
- ・ 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく成育医療等に関する計画

計画の対象

「全ての子ども及び若者」並びに「子育て家庭、地域住民及び団体、事業者、行政など市内の全ての個人及び団体」

この計画において、「子ども」は、心身の発達の過程にある者をいう。
 なお、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満までを対象とする場合には、「若者」を用いる。

計画の推進（要旨）

(1) 推進体制

- ア 関係部局との連携による総合的な施策の推進
 - ・ 子ども未来局を中心に、関係部局との緊密な連絡調整や情報共有を行い、施策分野や組織を跨いで連携・協力して総合的に施策を推進する。
 - ・ 関連計画との調和を図りながら取り組む。
- イ 社会のあらゆる主体の連携・協働による施策の推進
 - ・ 社会を構成するあらゆる主体が連携し、それぞれに役割を果たしながら、協働して施策を推進する。
 - ・ その際、地域においては、社会福祉協議会や町内会・自治会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」など多様な主体が子ども・子育て支援を我が事として認識し、参画できる環境づくりを促進する。
- ウ 広島広域都市圏構成市町や広島県等との連携・協力による施策の推進
 - ・ 共通課題に対する施策の共同実施や、行政資源の相互利用、広島市による行政サービスの補完など、広島広域都市圏を構成する市町と連携して施策の充実に取り組む。
 - ・ 広島県を始めとする関係機関や関係団体等と協力しながら施策を推進する。

(2) 点検、進捗管理及び見直し

- ・ 毎年度、本計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、現状の分析及びニーズの把握等を行う。また、広島市子ども・子育て会議（広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）に進捗状況等を報告し評価や意見を求めるとともに、子ども・若者から意見を聴取するなど、PDCAサイクルによる適切な進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
- ・ 子ども・子育て会議における審議内容、子ども・若者の意見や施策への反映状況等をホームページなどで広く市民に公表する。

基本理念

～ すべてのこども・若者の^{いま}現在と^{みらい}将来を社会全体で支える、こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”の実現 ～

数値目標

<こども支援に関する目標>

新 普段の生活の中で幸せな気持ちになることがあるこどもの割合

基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
小学生 91.7%	小学生 91.7%以上
中学生 87.9%	中学生 87.9%以上

※ 全国平均を上回る現在の数値の維持を目標に設定(全国学力・学習状況調査)

<若者支援に関する目標>

新 広島市は暮らしやすいまちだと思う若者(18歳～30代)の割合

基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
78.3%	86.0%

※ 過去5年間で最も高かった数値を目標値に設定(市民意識調査)

<子育て支援に関する目標>

広島市は子育てしやすいまちだと思う子育て世代(20～50代)の割合

基準値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
41.7%	50.3%

※ 過去5年間で最も高かった数値を目標値に設定(市民意識調査)

